

流山市農業委員会  
令和8年第5回  
総会議事録

令和8年5月12日招集

流山市農業委員会



▲開会 午後4時00分

○水代会長 ただいまから令和8年第5回流山市農業委員会総会を開会いたします。

ただいまのところ、出席委員は12名中10名で定足数に達しておりますので、会議は成立していることを報告いたします。

また、農地利用最適化推進委員より3名出席していることを報告いたします。

なお、4番 金子文雄委員、5番 鈴木委員から欠席の旨届出がありましたので、報告いたします。

次に、本日の総会の議事録署名委員の指名を行います。

流山市農業委員会会議規則第14条第1項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○水代会長 異議なしと認めます。

7番 中嶋委員、8番 小菅委員を指名いたします。

○水代会長 次に、会議書記の指名を行います。

本日の会議の書記として、窪田主任主事を任命いたします。

○水代会長 次に、本日の総会の議案につきまして、事務局より説明をお願いします。

染谷次長。

◎染谷次長 お手元に配布させていただきました議案書を2枚めくっていただき、この議案書の「会議目次」を御覧ください。

本日、御審議いただく案件につきましては、議案第20号「農地法第5条の規定による許可申請について(恒久転用)」から議案第24号「令和7年度最適化活動の目標に対する点検・評価および農地利用の最適化の推進の状況その他の事務の実施状況の公表について」までの5議案について、御審議いただきたいと思います。

また、報告事項といたしましては、報告第16号「転用許可に伴う工事完了の報告について」から報告第17号「専決処理の報告について」を報告させていただきます。

説明は、以上です。

よろしく願い申し上げます。

○水代会長 ただいまの説明について、何か質問ございますか。

(なしの声あり)

○水代会長 なしと認めます。

○水代会長 これより議事に入ります。

議案第20号「農地法第5条の規定による許可申請について(恒久転用)」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

染谷次長。

◎染谷次長 議案書の1ページを御覧ください。

議案第20号

農地法第5条の規定による許可申請について(恒久転用)

次のとおり、許可申請があったので審議を求める。

令和8年5月12日提出

今月の申請は2件です。

はじめに、議案1番の権利者は松戸市に所在する法人です。

申請地は、こうのす台の畑2筆 転用合計面積1,123平方メートルです。

権利の種類は所有権の移転で、転用目的は寄宿舍(グループホーム)を建設するものです。

この申請地の案内図と計画図は、議案案内図の1ページと2ページにございますので、併せて御参照ください。

次に、議案2番の権利者は、市川市に所在する法人です。

申請地は、美原三丁目の畑1筆 転用面積1,322平方メートルです。

権利の種類は所有権の移転で、転用目的は駐車場を整備するものです。

この申請地の案内図と計画図は、議案案内図の3ページと4ページにございますので併せて御参照ください。

説明は、以上です。

よろしく願い申し上げます。

○水代会長 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。

金子委員長。

○金子委員長 議案第20号「農地法第5条の規定による許可申請について(恒久転用)」を御報告いたします。

本案については、現地調査と権利者およびその関係者からのヒアリングを行い、審議いたしました。

はじめに、1番の申請地につきまして、前方の地図で御説明いたします。

申請地は、東武野田線江戸川台駅の北東約1.3キロメートルに位置しています。

周囲は、小規模な畑や道路を挟んだ西側に市街化区域が存在しています。

そのため、『市街化区域に近接する、規模が10ヘクタール未満の農地』として、第2種農地と判断いたしました。

申請地の現況につきましては、投影している写真のとおり休耕状態です。

権利の種類は売買による所有権移転で、転用目的は寄宿舍を建設するものです。

権利者は、松戸市に住所を置く株式会社で、平成18年に設立されています。

主な事業は福祉業です。

すでに市内では、初石や南流山で高齢者向け住宅を運営しており、桐ヶ谷では障害者向けのグループホームを運営しています。

申請理由については、市内に障害を持つ方向けの施設が不足していることから寄宿舍を建設するものです。

また、市街地が近いことで、福祉施設の運営上の要件である「近隣との交流」ができるため、この場所で申請があったものです。

次に、前方の土地利用計画図で事業計画の概要について御説明いたします。

木造2階建て、建築面積250.99平方メートルの寄宿舍と16台分の駐車場を整備する計画です。

土砂等の流出防止対策については、隣接地との境界にブロックを設置する計画です。

排水対策については、雨水は浸透貯留槽を設置し、オーバーフロー分を前面の側溝に放流

する計画で、汚水は前面の下水道管に接続し排水する計画です。

次に、資金計画ですが、土地の価格は3,150万円、整備費・建設費が約1億4,330万円です。

全額自己資金で賄うとのことで、金融機関発行の残高証明書が添付されています。

他法令につきましては、都市計画法が該当し、現在手続き中です。

次に、2番の申請地につきまして、前方の地図で御説明いたします。

申請地は、東武野田線江戸川台駅の北西約1キロメートルに位置しています。

周囲は、小規模な畑や南側に駐車場、東側に倉庫や住宅が存在しています。

そのため、『市街化区域に近接する、規模が10ヘクタール未満の農地』として、第2種農地と判断いたしました。

申請地の現況につきましては、投影している写真のとおり休耕状態です。

権利の種類は売買による所有権移転で、転用目的は駐車場を整備するものです。

権利者は、市川市に住所を置く有限会社で、昭和29年に設立されており、主な事業は運送業です。

申請理由については、現在権利者は申請地に隣接する南側を大型トラックや中型トラックなどの駐車場として利用していますが、売り上げが伸びていることから事業拡大のため、新たにトラックの納車を予定しています。

そのため、新たに駐車場が必要となり、用地を探していたところ、既存の駐車場の隣接所有者に承諾が得られたことから申請があったものです。

次に、前方の土地利用計画図で事業計画の概要について御説明いたします。

全体は砕石敷きで、幅3メートル、長さ12メートルの駐車場を12台分整備する計画です。

土砂等の流出対策については、隣接地との境界にブロックを設置し流出を防ぐ計画です。

排水対策については、雨水は敷地内で全面浸透とし、汚水は発生しない計画です。

次に、資金計画ですが、土地の価格は1,400万円で、整備費が770万円です。

全額自己資金で賄うとのことで、金融機関発行の残高証明書が添付されています。

他法令につきましては、該当ありません。

以上、権利者および申請関係者からのヒアリングや現地調査を基に、農地法第5条の許可基準である「立地基準」や申請目的実現の確実性、周辺農地への影響、資金力、他法令の許可の見込みなどの「一般基準」、また、申請理由などの「転用目的別の基準」に基づき審査を行ったところ、本案については許可基準に適合していると認められたため、全会一致をもって許可相当という結論に達しました。

報告は以上です。

よろしく御審議をお願いいたします。

○水代会長 ありがとうございます。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

○水代会長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

本案について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって議案第20号については、許可することに決定いたしました。

ありがとうございました。

○水代会長 次に、議案第21号「農用地利用集積等促進計画の決定について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

染谷次長。

◎染谷次長 議案書の2ページをお開きください。

議案第21号

農用地利用集積等促進計画の決定について

次のとおり、農用地利用集積等促進計画について審議を求める。

令和8年5月12日提出

今月の申請は6件です。

はじめに、議案の1番と2番の権利者が同一のため一括して説明いたします。

権利者は、流山市西深井に住所を置く法人です。

対象となる農地は、西深井の畑3筆 合計面積4,225平方メートルです。

利用権の設定期間は、1番は実質更新により10年間、2番も実質更新により5年間で、どちらも権利の種類は賃貸借です。

本件の議案案内図につきましては、5ページから6ページにございますので、併せて御参照ください。

次に、議案3番の権利者は流山市平方村新田にお住まいの方で、職業は農業です。

対象となる農地は、平方の田2筆 合計面積2,062平方メートルです。

利用権の設定期間は、実質更新により7年間、権利の種類は賃貸借です。

本件の議案案内図につきましては、7ページにございますので、併せて御参照ください。

次に、議案4番の権利者は流山市北にお住まいの方で、職業は農業です。

対象となる農地は、小屋の田1筆 面積862平方メートルです。

利用権の設定期間は、新規により7年間、権利の種類は使用賃貸借です。

本件の議案案内図につきましては、8ページにございますので、併せて御参照ください。

次に、議案5番の権利者は流山市下花輪にお住まいの方で、職業は農業です。

対象となる農地は、桐ヶ谷の畑3筆、合計面積1,546平方メートルです。

利用権の設定期間は、実質更新により7年間で、権利の種類は賃貸借です。

本件の議案案内図につきましては、9ページにございますので、併せて御参照ください。

最後に、議案6番の権利者は松戸市平賀にお住まいの方で、職業は農業です。

対象となる農地は、芝崎の現況畑1筆、面積1,108平方メートルです。

利用権の設定期間は、新規により5年間で、権利の種類は賃貸借です。

本件の議案案内図につきましては、10ページにございますので、併せて御参照ください。

皆様には別紙資料にて、1番、2番、3番、5番の権利者について、申請地周辺の耕作地を掲載しておりますので、併せて御参照ください。

説明は、以上です。

よろしくお願ひ申し上げます。

○水代会長 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。

金子委員長。

○金子委員長 議案第21号「農用地利用集積等促進計画の決定について」御報告いたします。

はじめに、1番と2番ですが、権利者が同一のため一括して説明いたします。

1番については、引き続き10年間、2番は引き続き5年間の利用権を設定するものです。

権利者については、西深井に住所を置く農地所有適格法人で、経営面積は約4.1ヘクタール、昨年の売り上げは約3,300万円です。

申請地につきましては、写真のとおり1番は休耕状態で、2番については作付け済みでした。

次に、3番については、引き続き7年間の利用権を設定するものです。

権利者の職業は農業で年齢は73歳です。

経営面積は約7.2ヘクタール、農業従事日数は300日、農業従事者は2名です。

申請地につきましては、写真のとおりで、水張り済みでした。

次に、4番については、新たに7年間の利用権を設定するものです。

権利者の職業は農業で年齢は81歳です。

経営面積は約4,000平方メートル、農業従事日数は150日、農業従事者は4名です。

申請地につきましては、写真のとおりで、水張り済みでした。

次に、5番については、引き続き7年間の利用権を設定するものです。

権利者の職業は農業で、年齢は27歳です。

経営面積は約2.4ヘクタール、農業従事日数は300日、農業従事者は3名です。

申請地につきましては、写真のとおり作付け済みでした。

最後に、6番については、新たに5年間の利用権を設定するものです。

権利者は松戸市にお住いの方で、職業は農業、年齢は66歳です。

流山市内の経営面積は約1,700平方メートル、松戸市での経営面積は約4,000平方メートルです。

農業従事日数は200日、農業従事者は2名です。

申請地につきましては、写真のとおり作付け済みでした。

以上のことをもとに審議しましたところ、計画要請の内容は、労働力の確保および農地の効率的利用の確保が図れることや、従事日数などの各要件をいずれも満たしております。

よって、本案につきましては、全会一致をもって、承認相当という結論に達しました。

報告は以上です。

よろしく御審議をお願いいたします。

○水代会長 ありがとうございます。

なお、本案の1番については、金子孝博委員に関係する案件でありますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により関係委員の退席を願ひ、審議いたします。

金子委員の退席を求めます。

(午後4時18分 金子孝博委員 退席)

○水代会長 これより、本案の1番に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

○水代会長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

本案の1番について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって、議案第21号の1番については、承認することに決定いたしました。

金子委員の除斥を解きます。

(午後4時19分 金子孝博委員 入室)

○水代会長 続いて本案の3番については小菅委員に関係する案件でありますので、関係委員の退席を願い審議いたします。

小菅委員の退席を求めます。

(午後4時20分 小菅委員 退席)

○水代会長 これより、本案の3番に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

○水代会長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

本案の3番について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって議案第21号の3番については、承認することに決定いたしました。

小菅委員の除斥を解きます。

(午後4時21分 小菅委員 入室)

○水代会長 最後に、本案の2番と4番から6番に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

○水代会長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

本案の2番と、4番から6番について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって議案第21号の2番と、4番から6番については、承認することに決定いたしました。

ありがとうございました。

○水代会長 次に、議案第22号「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

染谷次長。

◎染谷次長 議案書の5ページをお開きください。

議案第22号

生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について

生産緑地法に係る買取り申出に伴う農業の主たる従事者の証明事務の処理に関する規程に基づく証明願を次のとおりとする。

令和8年5月12日提出

今月の申請は2件です。

1番の申請者は、流山市東深井にお住いの法定相続人 他1名です。

申請地は、東深井の畑2筆、合計面積3,681平方メートルです。

買取り申出事由の生じた方につきましては、申請者の父で、その方の死亡を原因に「農業の主たる従事者についての証明願」の提出があったものです。

議案案内図につきましては、11ページでございますので、併せて御参照ください。

2番の申請者は、流山市向小金二丁目にお住いの方です。

申請地は、向小金二丁目の畑1筆の一部、面積1,260平方メートルです。

買取り申出事由の生じた方につきましては、申請者の夫で、その方の死亡を原因に「農業の主たる従事者についての証明願」の提出があったものです。

議案案内図につきましては、12ページでございますので、併せて御参照ください。

説明は、以上です。

よろしくお願い申し上げます。

○水代会長 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。

金子委員長。

○金子委員長 議案第22号「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について」御報告いたします。

本案につきましても、申請関係者からのヒアリングを行っております。

はじめに、1番の申請地につきまして、前方の地図で御説明いたします。

申請地は、東武野田線運河駅の南約300メートルに位置している農地です。

買取申出事由の生じた方につきましては、申請者の父です。

従事日数は、生前の元気な頃は年間200日程度農業に従事していたということです。

しかし、この方が昨年12月に亡くなり、農業経営の中心となる者が不在となったことにより、残りの従事者だけでは農地の全てを耕作することは困難となったため、相続人である申請者より証明願の申請がなされたものです。

申請地については、写真のとおり、一部作付済みの状態でした。

次に、2番の申請地につきまして、前方の地図で御説明いたします。

申請地は、JR常磐線南柏駅の西約900メートルに位置している農地です。

買取申出事由の生じた方につきましては、申請者の夫です。

従事日数は、生前の元気な頃は年間200日程度農業に従事していたということです。

しかし、この方が昨年1月に亡くなり、農業経営の中心となる方が不在となったことにより、残りの従事者だけでは農地の全てを耕作することは困難となったため、相続人である申請者より証明願の申請がなされたものです。

申請地については、写真のとおり、休耕状態でした。

以上のことを基に審議したところ、本案については、買取申出事由の生じた方が亡くなる前は、農業経営の中心として従事しており、その方が死亡したことにより、農業経営が困難になったと客観的に認められることから、全会一致をもって証明相当という結論に達しました。

報告は以上です。

よろしく御審議をお願いいたします。

○水代会長 ありがとうございます。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

○水代会長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

本案について、証明することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって議案第22号については、証明することに決定いたしました。

ありがとうございます。

○水代会長 次に、議案第23号「農地法第3条の規定に係る買受適格証明願(競売)について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

染谷次長。

◎染谷次長 議案書の6ページをお開きください。

議案第23号

農地法第3条の規定に係る買受適格証明願(競売)について

農地法第3条の規定に係る買受適格証明願(競売)を次のとおりとする。

令和8年5月12日提出

本案につきましては、千葉地方裁判所松戸支部において、競売の入札の公告に付されており、入札期間は本年6月4日から6月11日、開札日は6月18日、売却決定時期は7月2日となっております。

土地の現況地目が農地となっている場合は、対象となっている土地が競売物件であったとしても、落札された方は農地法の規定による許可を得ることが必要となります。

このため、本案につきましては、農地法第3条の許可基準に照らし合わせ、適格証明の願出人が許可条件を満たしているかどうかをここで御審議いただくものです。

また、買受適格証明を受けた方が、最高価格で買受申出人となり、同じ内容で農地法第3条許可申請書が提出された場合には、再度、総会で審議を行わず、許可書を交付することとなります。

今回の競売の対象地は、流山市平方の現況畑2筆、合計面積1,226平方メートルです。

議案案内図につきましては、13ページにございますので、併せて御参照ください。

1番の申請者につきましては、埼玉県さいたま市にお住まいの方で、職業は兼業です。

申請理由は経営規模拡大のため、農地を取得しようとするものです。

2番の申請者につきましては、野田市木間ヶ瀬に住所を置く農事組合です。

法人となりますので、別紙でお配りしている「法人が農業に参入する場合の要件」の資料の右上「農地所有適格法人」と書かれた枠を御覧ください。

個人を審査する場合と併せて、4つの要件を満たす必要があります。

1つ目が法人形態要件です。申請者については農事組合法人です。

2つ目が事業要件です。主たる事業が農業である必要がありますが、申請者の売り上げ全て

が農業に関連するものです。

3つ目が議決権要件です。農業関係者が総議決権の過半を占めることとなっています。

申請者の総議決権数は520で、全て農業者で所有しています。

4つ目が役員要件です。役員の過半が農業に常時従事する構成員であることと、役員または重要な使用人が1人以上農作業に従事すること、となっておりますが、申請者の理事は4名で、全員が農業者であります。

そのため、4つの要件は満たしております。

申請理由は経営規模拡大のため、農地を取得しようとするものです。

説明は、以上です。よろしくお願い申し上げます。

○水代会長 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。

金子委員長。

○金子委員長 議案第23号「農地法第3条の規定に係る買受適格証明願(競売)について」御報告いたします。

本案については、現地調査および権利者からのヒアリングを行い審議いたしました。

本案は、先ほど事務局より説明のあった競売物件への入札資格となる証明を求めるため申請があったものです。

申請地につきましては平方の現況畑2筆 合計面積1,226平方メートルです。

申請地については、写真のとおり休耕状態です。

はじめに1番の申請者についてですが、年齢は52歳、職業は兼業です。

営農状況ですが、経営面積は野田市で約1,200平方メートル、農業従事日数は150日、農業従事者は1名です。

3年前に野田市で新規就農し、現在まで耕作を行っております。

申請理由については、経営規模拡大を考えていたところ、野田市の耕作地から車で5分程度の農地のため、申請があったものです。

農機具等については、管理機1台、枝裁断機1台、草刈機2台、軽トラック1台を所有しているとのことです。

主な作物はサツマイモや枝豆で、申請地でも同様の作物を耕作する計画とのことです。

次に、2番の申請者についてですが、野田市木間ヶ瀬に住所を置く、平成18年に設立された農事組合法人です。

申請理由については、経営規模拡大のため、申請があったものです。

営農状況ですが、経営面積は3,000平方メートル、構成員は4名で、4名全員が農業者で、農業従事日数は200日程度です。

農機具等についてはトラクター3台、コンバイン2台、スプレーヤ2台、運搬用トラック4台を所有しているとのことです。

農地所有適格法人としての要件は、先ほど事務局から説明があったとおりで、法人形態要件、事業要件、議決権要件、役員要件の各要件を満たしていることを確認しています。

申請地では、栗を耕作する計画です。

報告は以上です。

よろしく御審議をお願いいたします。

○水代会長 ありがとうございます。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

◆森田推進委員 申請者は市外の方ですが、耕作状況について確認していますか。

◎事務局(染谷次長) 申請時に耕作地の位置図や写真を提出してもらい、耕作状況を確認しています。

また、ヒアリングの際にも不耕作地はないと、聞き取りを行っております。

○水代会長 ほかに質問ございませんか。

◆第9番(石井委員)確認のためお聞きしますが、市内居住者でないと入札に参加できないという決まりはあるのでしょうか。

◎事務局(染谷次長) 特に決まりはありません。

市内の方でも、市外の方でも、農地法第3条の基準で審査し、この農地を耕作できると判断できれば、適格証明を発行することになります。

○水代会長 ほかに質問ございませんか。

◆第1番(鈴田委員) 1番の申請者についてですが、職業は兼業となっていますが、どのような仕事か聞いていますか。

また、トラクターは所有していませんが、耕作はできるのでしょうか。

◎事務局(染谷次長) 自営業ということは確認しておりますが、詳細までは聞いておりません。

1番の申請者は、手押しの管理機を所有しており、この面積であれば問題なく耕作できるとのことです。

経営面積がもう少し増えれば、トラクターの購入も検討するとヒアリングで聞き取りを行っております。

○水代会長 ほかに質問ございませんか。

(なしの声あり)

○水代会長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

本案について、証明することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって議案第23号については、証明することに決定いたしました。

ありがとうございました。

○水代会長 議案第24号「令和7年度最適化活動の目標に対する点検・評価および農地利用の最適化の推進の状況その他の事務の実施状況の公表について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

染谷次長。

◎染谷次長 議案書の7ページを御覧ください。

議案第24号

令和7年度最適化活動の目標に対する点検・評価および農地利用の最適化の推進の状況その他の事務の実施状況の公表について

令和7年度最適化活動の目標に対する点検・評価および農地利用の最適化の推進の状況その他の事務の実施状況の公表について次のおりとする。

令和8年5月12日提出

本案につきましては、本日総会前に開催した総合農政検討委員会において検討いただき、案を策定していただいたものです。

右上に「資料1」と書かれました「令和7年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他の事務の実施状況の公表」を基に、令和7年度の実績について、説明いたします。

まず1ページを御覧ください。

Iの「農業委員会の状況」ですが、これは令和7年4月1日現在の状況として「1 農業委員会の現在の体制」および「2 農家・農地等の概要」を記載しています。

続きまして、2ページをお開きください。

IIの「最適化活動の実施状況」は「1 最適化活動の成果目標」と「2 最適化活動の活動目標」に分かれています。

はじめに、「1 最適化活動の成果目標」について説明いたします。

まず(1)の「農地の集積」です。

②の目標として、令和7年度は「新規集積面積26.9ヘクタール」、「今年度末(7年度末)の集積率 41.1%」を目標としていました。

これについて、③実績ですが、今年度の新規集積面積は2.22ヘクタール、今年度末の集積率は33.5%、目標に対する達成状況は81.4%でした。

これらを受けた、農業委員会の点検結果については、「認定農業者等の担い手への集積については、新規に2.22ヘクタールの集積を行った。担い手不足や農地の集積・集約化が困難である状況が顕在化しており、今年度末の集積率は目標に対して81.4%の達成状況となった。」と記載いたしました。

次に、(2)の「遊休農地の発生防止・解消」です。

②の目標として、令和7年度は「緑区分の遊休農地の解消目標 0.28ヘクタール」としていました。

続いて3ページを御覧ください。

そのほかの目標として、「黄色区分の遊休農地の解消のための工程表の策定方針として、千葉県、市農業振興課、千葉県園芸協会(農地中間管理機構)等と協議し、基盤整備事業の実施の可能性を探る」「前年度に緑区分の遊休農地の新規発生は無し。

引き続き既存の緑区分の遊休農地の解消に努める」としていました。

これについて、③実績ですが、今年度の緑区分の遊休農地の解消実績面積は0.00ヘクタール、目標に対する達成状況は0.0%でした。

一方、黄色区分の遊休農地については、関係機関との協議には至らず「工程表策定に向けた関係機関との協議等について準備、検討中である。」と記載しました。

④のその他については、利用状況調査と利用意向調査の結果を記載しました。

これらを受けた、農業委員会の点検結果については、「緑区分の遊休農地について、解消は確認されなかったが、遊休農地化する前の状態で、保全管理がやや不十分な農地については、適正管理の指導を適宜実施した。」と記載いたしました。

次に、(3)の「新規参入の促進」です。

②の目標として、令和7年度は「新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表する農地の面積 1.1ヘクタール」としていました。

4ページを御覧ください。

これについて、③実績ですが、新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表する農地の面積は0と目標の達成には至りませんでした。

これらをうけた、農業委員会の点検結果については「公表の同意は得られなかった」と記載いたしました。

また、参考になりますが、令和7年度の新規参入者はおりませんでした。

続いて、「2 最適化活動の活動目標」についてです。

(1)の「最適化活動を行う目標日数」は、すべての委員を対象に月7日と設定していました。こちらの評価についてはのちほど御説明いたします。

(2)の「活動強化月間の設定」は3回とし、8月から10月に行うこととしていました。

こちらの実績につきましては、3回となりました。

8月は「利用状況調査の実施により、遊休農地の現状把握を行った。」

11月は「利用意向調査を実施し、農地の集積につながる土地について、担い手等への働きかけを行った。」

また、同じく11月に「県主催の就業相談会に参加し、新規参入促進につながる活動を行った。」と記載しました。

5ページを御覧ください。

(3)の「新規参入相談会への参加」については、目標どおり1回参加しました。

また、参加人数については1名参加でした。 としました。

以上が、個別の目標に対する結果です。

これを受けまして、農林水産省の課長通知に基づき「目標の達成状況の標語」が決まります。資料2の1ページを御覧ください。

【表1】の各目標の達成状況によって点が決まります。

これらを基にしますと、合計5点となり、【表2】の「目標に対して期待どおりの結果が得られた」になりました。

再び資料1の5ページにお戻りください。

次に「推進委員等の点検・評価結果」について御説明いたします。

5ページの最後の部分、「推進委員等の点検評価結果」についてですが、これについては各委員の皆様は毎月活動記録簿を出していただき実績をとりまとめました。

令和7年度は、1人当たりの活動日数の目標を「月7日」とし、その結果、平均日数は7日となりました。

今年度も引き続き「月7日」を目標として活動していただきますようお願いいたします。

これまでの実績と点検をもとに、各委員の目標の達成状況の評語について御説明します。

再度資料2の裏側(2ページ)を御覧ください。

【表1】の(1)成果目標については、①農地の集積が目標に対して未達成のため1点、②緑区分の遊休農地の解消が目標に対して未達成のため1点、③新規参入の促進が目標に対して未達成のため1点、合計3点となります。

次に(2)活動日数目標ですが、①は日数目標の7日を上回ったかどうか、②は国が設定した日数目標に達したかどうか、それぞれを点数化させていただきました。

(1)の①、②、③、(2)の①、②の点数を合計した結果、再度資料1の5ページに戻り、推進員

等の点検・評価結果の評語について、20点以上25点未満で「目標に対して期待を上回る結果が得られた」方が1名

15点以上20点未満で「目標に対して期待どおりの結果が得られた」方が8名

15点未満で「目標に対して期待をやや下回る結果となった」方が6名  
となりました。

続きまして、6ページを御覧ください。

Ⅲ 事務の実施状況について説明いたします。

こちらは、各種事務の件数等になります。

1 総会、部会の開催実績は毎月1回総会を開催しました。

2 農地法第3条に基づく許可事務については6件の処理を行い6件許可しました。

処理期間等については、記載のとおりです。

3 農地転用に関する事務 については、農地転用許可について農業委員会にて権限移譲を受けているため、「地方自治法第180条の2に基づき市町村長から農業委員会へ事務委任」に○をしています。

処理件数は25件、許可25件、処理期間については記載のとおりです。

4 違反転用への対応 については、1.02ヘクタールの違反転用面積があり、解消面積は0.27ヘクタールでした。

続いて、右上に資料3と書かれた「令和7年度最適化活動の目標に対する点検・評価」を御覧ください。

こちらについては、資料1で説明した内容のうち、目標に対する実績の数字のみを整理したもので、県への報告様式になります。

各種数字については、これまでの説明のとおりですので説明は省略いたします。

本案の説明につきましては、以上です。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○水代会長 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。

石井委員長。

○石井委員長 議案第24号『令和7年度最適化活動の目標に対する点検・評価および農地利用の最適化の推進の状況その他の事務の実施状況の公表について』の審議の経過と結果を御報告いたします。

本案につきましては、農林水産省からの通知に基づき、本日の総合農政検討委員会で、昨年度の活動の点検・評価と、事務の実施状況の公表について審議致しました。

その結果、別紙のとおり、案をまとめさせていただきました。

内容につきましては、先ほどの事務局の説明のとおりです。

総合農政検討委員会における審議の経過と結果についての報告は以上です。

よろしく御審議をお願いいたします。

○水代会長 ありがとうございます。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

◆10番(岡田委員) 資料1の6ページの違反転用の面積が1.02ヘクタール、解消面積が0.27ヘクタールとなっていますが、その他は解消されずそのままということですか。

◎事務局(染谷次長) その通りです。

違反転用は数十年前の案件も数字として残っており、中には所有者の所在が不明となり、指導できなくなったものもあります。

ただし、違反転用状態の農地に農地転用の申請があった場合は、原状回復してから申請するよう指導しておりますので、将来的には改善する形になると思われます。

○水代会長 ほかに質問ございませんか。

◆森田推進委員 資料1の1ページに「総農家数」と「農業経営体数」がありますが、それぞれの定義を教えてください。

◎事務局(染谷次長) これらは農林業センサスのデータを用いています。

「農家」は、経営耕地面積が10a以上の農業を営む世帯または調査期日前1年間における農産物販売金額が15万円以上あった世帯です。

「農業経営体」は、経営耕地面積が30a以上、露地野菜作付面積が15a以上、施設野菜栽培面積が350平方メートル以上などのいくつかの基準があり、そのいずれかに該当する農業を行う者です。

○水代会長 ほかに質問ございませんか。

(なしの声あり)

○水代会長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって、議案第24号については原案のとおりとすることに決定いたしました。

ありがとうございました。

○水代会長 次に、報告第16号「転用許可に伴う工事完了の報告について」報告を求めます。

染谷次長。

◎染谷次長 議案書の8ページをお開きください。

報告第16号

転用許可に伴う工事完了の報告について

農地転用許可に伴う工事完了を確認したので、報告する。

令和8年5月12日報告

本件は、令和7年5月の総会で審議がなされ、令和7年5月16日付けで許可となった案件であります。

案内図および土地利用計画図については、議案案内図の15ページと16ページにございます。

本件につきましては、4月13日に金子委員長と小菅副委員長に現地を確認いただきました。また、現地確認した際の写真につきましてはスライドにしておりますので併せて御参照ください。

今月の報告は、以上です。

よろしく願いいたします。

○水代会長 ただいま報告がありましたが、質問、意見がございましたら承ります。

(なしの声あり)

○水代会長 特にないようですので、次に進みます。

○水代会長 次に、報告第17号「専決処理の報告について」報告を求めます。

染谷次長。

◎染谷次長 議案書の9ページを御覧ください。

報告第17号

専決処理の報告について

流山市農業委員会事務局規程第7条第1項の規定により、次のとおり専決処理したので、同条第2項の規定により報告する。

令和8年5月12日報告

最初に、1. の農地法第3条の3第1項の規定による届出について、報告いたします。

今月は、1件、5筆、合計面積2,386平方メートルです。

次に、2. の農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、報告いたします。

今月の報告は、7件、8筆、合計面積1,967平方メートルです。

次に、議案書10ページ、3. の農地法第5条第1項第6号の規定による届出です。

今月の報告は、23件、100筆、合計面積46,749.16平方メートルです。

いずれの届出も、添付書類含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

下段には、今月報告の農地法第4条・第5条届出の集計表を記載しております。

第4条につきましては、住宅用地が6件とその他の建物施設用地が1件です。

第5条につきましては、マンションの区分所有を除く住宅用地が18件、マンションの区分所有が3件、その他の建物施設用地が2件の計23件の届出がありました。

今月の報告は、以上です。

よろしくお願いいたします。

○水代会長 ただいま報告がありましたが、質問、意見がございましたら承ります。

(なしの声あり)

○水代会長 特にないようですので、次に進みます。

○水代会長 以上をもって、本日の定例総会に付議されました案件は、すべて議了いたしました。

これをもって、令和8年第5回流山市農業委員会総会を終了いたします。

慎重審議をいただきありがとうございました。

△閉会 午後5時18分

この議事録は、真正であることを認めて署名する。

令和8年5月12日

流山市農業委員会会長

水代 啓司

流山市農業委員会委員

中 嶋 尚

流山市農業委員会委員

小 菅 康 男